

いじめ防止等の対策に関する基本方針

1 目的

- (1) 「いじめは、人間として絶対許されない」ということを児童に認識させ、思いやりの心の育成を図る。
- (2) 「いじめは、どの学校・学級でも、どの子どもにも起こりうる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」という危機意識を常に持ち、児童の指導にあたる。

2 いじめ等問題行動に対応する基本方針

- (1) 日常生活の事象面で把握した事柄は、軽微に捉えず、将来深刻ないじめに発展する場合はと危機意識を持って指導にあたる。
- (2) 心を育む道德教育や体験活動等の充実を図る。
- (3) 日常の児童観察を通し、問題点などを早期に発見し教育相談活動にあたる。
- (4) 家庭との連携を図り児童の変化に対応する。
- (5) 問題解決にあたっては、家庭・地域・関係機関と連携して進める。

3 組織

「いじめ対策委員会」を設置して、学校・家庭（地域）と連携して解決にあたり、いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。

○いじめ対策委員会

学校：校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭 *全職員
家庭：PTA 会長と本部役員 ・家庭教育推進委員 ・民生児童委員
スクールカウンセラー

4 いじめ防止の主な取り組み

(1) いじめの予防に努める

- 互いに学び合う充実した授業づくり（分かる授業の研究・推進）・・・現職教育
- 学びを支える学習基盤づくり（朝の学習・家庭学習の手引き等）
- 子どもが安心できる学級（居場所）づくり（学級活動・道德の時間）

(2) いじめの早期発見に努める。

- 教育相談週間（アンケート・面談）の実施
- Q-Uテスト（3年・5年生）の実施とその分析
- 日常の子どもの見取り
 - ・児童の様子を注意深く観察
 - ・欠席児童の把握と家庭への連絡
 - ・ささいなことでも情報交換
 - ・児童に関する情報は、生徒指導主事が窓口になり集約し、校長・教頭へすみやかに報告
 - ・気になる事案、欠席児童への対応（1日目：電話連絡・3日目：家庭訪問）
 - ・毎月7日以上欠席児童への対応
 - ・必要な情報を常に共有する連絡・相談体制
- 教育相談等で把握した児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応していく。
- 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという意識の下に、個別指導及び学級等で全体指導を行う。
- 学校全体で行う道徳科教育と道徳科の授業を関連させ充実を図る。

(3) いじめの早期解決に努める

○いじめ発見時の対応

- ・いじめの訴えを受けたり事実を確認した場合は、いじめ対策主任（生徒指導主事）及び管理職に速やかに報告する。
- ・いじめ対策主任は、校長の指示を受け、いじめ対策委員会を開催し対策を協議する。

○いじめ対策委員会

- ・いじめ対策委員会を開催し、いじめの訴えや内容を検討し、今後の対応について具体的な手立てや役割分担を協議する。

○状況把握と解決

- ・いじめ対策委員会の結果を受けて、校長・教頭・いじめ対策主任を中心に、実態把握・解決の向けて組織的に取り組んでいく。

5 家庭・地域・関係機関との協力

解決には、子どもたちがそうってしまった背景や子どもたちが抱えるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には、家庭をはじめ地域や関係機関の協力・連携が不可欠である。

- (1) 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、連絡帳等で連絡を願う。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭へ連絡する。
- (3) 家庭でも、子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導することを願う。
- (4) 学校便りなどで学校の様子を積極的に発信し、学校の様子を理解していただく。
- (5) 重大ないじめと認められた場合は、市教育委員会の指示を仰ぎ、警察など関係機関と連携を図る。

6 事後の支援

○被害児童についても加害児童についても、指導以降の様子を経過観察したり、面談を実施したりして、いじめが解消しているか確認する。

○スクールカウンセラーや養護教諭等による心のケアを行う。

7 児童への指導等

(1) 帰りの会等で一日を振り返る

- ・反省等を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校の集団の向上のための手立てとする。
- ・学校生活の中のよい点や問題点を見つける目を養う。

(2) 学級活動等の話し合い活動を行う。

- ・子どもたちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。

(3) 生徒指導の月や週のめあてと学級の指導・児童会と連携し、言葉づかい・あいさつ等を徹底し、お互い尊重し合う学級作り・環境作りをする。